

(財)

# 分 収 造 林 契 約 書

土地所有者 滋賀県

市  
都

町  
村 大字

番地

(以下「甲」という。)と、造林者財団法人びわ湖造林公社(以下「乙」という。)は、乙の業務方法書第4条の規定に基き、次の条項により、分収造林契約を締結したので、その証として本証書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 滋賀県

市  
都

町  
村 大字

番地

乙 滋賀県大津市梅林一丁目15番22号

財団法人 びわ湖造林公社

# 契 約 条 項

(造林対象地)

第1条 乙は甲の所有する末尾記載の土地（以下「造林地」という。）を対象として造林を行う。

(地上権)

第2条 甲は造林地について乙のためこの契約に基いて行われる造林および造林木の所有を目的とする地上権を設定するものとする。

(存続期間)

第3条 前条の地上権の存続期間は、本契約締結の日から昭和 年 月 日までの満50年とする。ただし契約の目的達成上特に必要があると認めるときは、甲乙協議により造林地の全部または一部について存続期間を変更することができる。

(地上権の消滅)

第4条 この契約の期間中において造林地の全部または一部について契約が解除されたときは、これにともなってその造林地の地上権は消滅するものとする。

2 前項により地上権が消滅したとき、乙はその土地を原状に復すことなく甲に返還するものとする。

(甲の義務)

第5条 甲は、この契約において別に定めるものを除き、つきの各号について乙に協力する義務を負うものとする。

- (1) 火災の予防および消防
- (2) 盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防および防止
- (3) 有害動植物の駆除およびまん延の防止
- (4) 造林地の境界および境界標柱その他標識の保存
- (5) 労務の調達
- (6) その他造林地および造林木の管理に必要な事項

(乙の義務)

第6条 乙はこの契約において別に定めるものを除き、次の義務を負うものとする。

- (1) 売払代金をもって収益分取を行う場合における造林木の売払、または材積をもって収益分取を行う場合における甲および乙に帰属すべき樹木の指定を行うこと。
- (2) 造林地または造林木に関し、第三者に損害賠償または損失補償を請求する場合の当該請求にかかる行為を行うこと。

(甲乙の協議)

第7条 他の条項に定める事項のほか次の各号に掲げる事項については、甲乙協議により決定するものとする。

- (1) 火災、天災その他の原因により、この契約の目的達成に支障が生じたときの措置に関する事項
- (2) 造林地の貸付または使用に関する事項
- (3) 造林地における土石の処分に関する事項
- (4) 造林木についての第三者に対する損害賠償および損失補償の金額決定ならびに徵収に関する事項

(施業基準)

第8条 造林地における造林の施業基準は次のとおりとする。

- (1) 植栽予定樹種およびその割合

すぎ	%	ひのき	%	あかまつ	%
----	---	-----	---	------	---

- (2) 1ヘクタール当りの植栽本数

すぎ	本	ひのき	本	あかまつ	本
----	---	-----	---	------	---

- (3) 植栽期間 昭和 年度から昭和 年度まで

- (4) 補植 原則として植栽の翌年次1回

- (5) 保育の方法

イ 木起

ロ 下刈

ハ 除伐およびつる切

ニ 枝打

} 現況に即した実施設計に基き行う

- ホ その他必要に応じ甲乙協議の上行う
- 2 乙は前項の植栽樹種および植栽期間を変更しようとするときはあらかじめ甲に協議して、その承認をうけるものとする。
  - 3 造林木の主伐の時期および方法は植栽後 年以降において甲乙協議によりこれを決定する。
  - 4 造林木の間伐の時期および方法は、甲乙協議によりこれを決定する。

(費用負担区分)

第9条 この契約の履行に要する経費は別条に定めるもののほか、つぎの区分により当事者がこれを負担するものとする。

- 甲 造林地における公租公課
- 乙 (1) 植栽および保育を行うに要する経費  
(2) 造林地および造林木の保護管理に必要な施設に要する経費  
(3) 有害動植物の予防および駆除に要する経費  
(4) 植栽後5年次までの全造林木に対する森林国営保険料  
(5) 造林地の巡視に要する経費  
(6) 事業雑費

造林地に対して林道その他公共施設の設置に伴う受益者負担金が課せられたときは当該負担金のうち土地に対応する金額は、甲がこれを負担し造林木に対応する金額は甲乙がそれぞれ第17条による収益分取の割合においてこれを負担するものとする。ただしこの場合の納付事務は乙がこれを行う。

(実施計画の作製)

第10条 乙は契約地における翌年度の施業に関する実施計画を作製し、これをその年度の終了する1ヶ月前に甲に通知するものとする。ただし昭和 年度の施業に関する実施計画については契約締結後遅滞なく、甲に通知するものとする。

(施業の実行結果等の報告)

第11条 乙は毎年度の終了後遅滞なく、実施計画に基く施業の実行結果を甲に通知するものとする。

2 甲は隨時乙に通知し造林地に立ち入りその成績を調査することができる。

(契約地の貸付料等の帰属)

第12条 造林地の貸付料および使用料は第7条に規定する協議において別段の決定をなされたときを除き、甲に帰属するものとする。

(造林木以外の樹木等の帰属)

第13条 甲は、毎年度造林実行区域ごとに乙の指示する日までに、この契約にかかる造林地の上に存置する樹木を除去しなければならない。ただし甲が特にその所有として存置することを乙に申し出てその承認を得たものについては、この限りでない。

2 前項の期間内に除去されなかった樹木（前項ただし書の樹木を除く。）および契約締結後造林地の上に天然に生じた樹木は、造林木とみなすものとする。

(林産物の採取)

第14条 甲は、あらかじめ乙の同意をえて、造林木の育成に支障のない限り、造林地においてつぎの各号に掲げる産物を採取することができる。

- (1) 下草、落葉および落枝
- (2) 木の実およびきのこ類
- (3) 保育のため伐採した樹木（収益を伴うこととなるものと乙が認めたものを除く。）または枝条

(森林保険への加入)

第15条 造林木については、乙は植栽後5年次まですべての造林木に対し、自己の名義で森林国営保険に加入するものとし、6年次以降の加入については別途甲乙協議してこれを定める。

2 保険事故の発生により保険金が支払われたときは、その保険金は、引続き造林契約を行うときは乙に帰属させるものとし、契約を解除するときは、保険金の請求に要した経費を控除し第17条の分収率に応じて分収するものとする。

第16条 火災その他当事者の責に帰しえない事由により再造林を必要とするに至ったときは、再造林について甲乙協議して行うものとする。

2 再造林を行う場合には、それに要する費用負担は第9条に規定する区分による。

(収益分収の割合)

第17条 造林木による収益は甲40%、乙60%の割合によってこれを分収するものとする。

(造林木の共有)

第18条 造林木は甲、乙の共有とし、その持分の割合は前条に規定する収益分収の割合に等しいものとする。

(収益分収の方法)

第19条 収益の分収は造林木の売払代金からその売払に要した費用（収穫調査、伐木、造材、運搬等）を控除したものについて行う。ただし特別の理由があると認めるときは、造林木の材積から収穫調査に要した費用に相当する価格の材積を控除した材積に相当する樹木をもって分収することができる。

2 前項の売払に要した費用または収穫調査に要した費用は、乙がこれを支出するものとし、前項により控除した金額または材積は、乙がこれを取得するものとする。

(残存木の帰属)

第20条 造林木の主伐が終了し、またはこの契約が解除され、収益の分収が完了した後、造林地の上に残存する造林木、もしくは造林木の買受人が、買受けた造林木に対する権利を放棄したため造林地に残置された造林木は、甲の所有に帰属するものとする。

(損害賠償金の処置)

第21条 造林地に関し、第三者からうけた損害賠償金または損失補償金は、その請求に要した費用を控除した額について甲が取得する。

2 造林木に関し、第三者からうけた損害賠償金または損失補償金は、その請求に要した費用を控除した額について、第17条の規定の割合によって甲乙分収するものとする。

(持分の処分)

第22条 地上権および造林木の共有持分もしくは造林地は、相互に相手方の承諾を得なければ、これを第三者に譲渡しまたは担保に供することができない。

第23条 乙が第1条の造林資金を農林漁業金融公庫（以下「公庫」という）から借り入れるに

あたり、公庫が第2条の地上権をN.C資産として指定されるときは、第22条の規定にかかわらず、甲はこれに同意するものとする。

(相続があつた場合の処置)

第24条 甲の側に相続が行われ、数人が相続人となつたとき共同相続人は、この契約に関する権利義務の行使に関し、共同相続人を代表する者一人を選出してその氏名および住所を乙に通知するものとする。

(解 約)

第25条 甲または乙は次の各号に掲げる場合に限り、乙または甲に対し、造林地の全部または一部について、この契約の解約を申入れ、またはこれに同意することができる。

- (1) 造林地が公用、公共用または公益事業に供されるとき
  - (2) 前号のほか、造林地を造林以外の用途に供する特別の必要があるとき
  - (3) 第16条第1項における再造林についての協議がととのわないとき
  - (4) その他契約の目的を達することができないと認められるとき
- 2 前項第4号には、造林地が将来制限林に指定され、そのため契約条項の一部が制限をうけるに至った場合を含まないものとする。

(契約の解除)

第26条 乙は次に掲げるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条の期間内に主伐を行い、造林木の搬出が完了し、または造林木の買受人が買受けた造林木に関する権利を放棄したとき
- (2) 植栽が終った後5年を経過しても成林の見込みがないとき
- (3) 甲がこの契約上の義務に違反したとき

(解約または解除の効果)

第27条 契約の解約、または解除があったときは、甲および乙は、次の各号に掲げる場合を除き、収益の分収を行うものとする。

- (1) 森林法その他の法令の規定による伐採制限のため、造林木を伐採することが困難なとき
- (2) 造林木が幼令である場合、その他これを伐採して収益分収を行うことが不適当など

き

2 前項各号に該当するときは、甲は当該時点における造林木の価格に当該造林木について乙の持分の割合を乗じて得た額を乙に支払わなければならない。この場合において甲が当該金額を乙に支払ったときは、甲は、造林木につき乙が所有する権利を取得するものとする。

3 前項の造林木の価格は次の各号に掲げる額とする。

- (1) 標準伐期令級以上の令級に属する立木および標準伐期令級未満の令級に属する立木で市場価格のあるものについては、樹種別および用材、薪炭材別に附録第1の算式により算出される額
- (2) 前号に掲げる立木以外の立木で人工植栽したものについては、樹種別および林令別に附録第2の算式により算出される額
- (3) 前2号に掲げる立木以外の立木については、樹種別および林令別に附録第3の算式により算出される額

4 前各項の措置は別に損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

(紛争処理)

第28条 この契約の履行について甲乙間に紛争が生じたときは滋賀県知事に申し出てその斡旋をうけることができる。

(管轄裁判所)

第29条 この契約について甲または乙が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は大津地方裁判所とする。

(その他の事項)

第30条 この契約に定めのない事項については必要に応じ、甲乙協議により決定するものとする。

## 附 錄 第 1

$$\left\{ f_1 \left( \frac{A_1}{1+Lr} - B_1 \right) + f_2 \left( \frac{A_2}{1+Lr} - B_2 \right) + f_3 \left( \frac{A_3}{1+Lr} - B_3 \right) \right\} V$$

$f_1$  は素材となる部分の立木材積の割合

$f_2$  は薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材 1 m<sup>3</sup>から生産される薪の層積数または束数を乗じたもの

$f_3$  は炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材 1 m<sup>3</sup>から生産される木炭の俵数を乗じたもの

$A_1 A_2 A_3$  はそれぞれ 1 m<sup>3</sup>の素材、1 層積または1 束の薪および1 俵の木炭の最寄市場における取引価格

$L$  はその立木の伐出事業の投下資本の回収期限

$r$  は伐出事業の総資本月収益率

$B_1 B_2 B_3$  はそれぞれ素材 1 m<sup>3</sup>当たり、薪 1 層積または 1 束当たり、および木炭 1 俵当たりの伐採、加工運搬その他市場において販売するまでに要する経費の合計額

$V$  はその立木の材積

## 附 錄 第 2

### (1) 11年以上の立木

$$(Au - C) \frac{(i - 10)^2}{(u - 10)^2} + C$$

$Au$  はその立木が標準伐期令級に達したときの推定価格

$i$  は現在林令

$u$  はその立木が標準伐期令級に達したときの林令

$C$  は  $m$  を 10 とし(2)により算出される額

### (2) 11年生未満の立木

$$D_1 (1+P)^m + D_2 (1+P)^{m-1} + \dots + D_m (1+P)$$

$m$  は現在林令

$D_1 D_2 \dots D_m$  は、それぞれ植栽してから現在までの毎年の造林費を評価時現在の時価に換算した価格

$P$  は年利率 (年 5 分 5 厘)

## 附 錄 第 3

$$Au \times \frac{i^2}{u^2}$$

$Au$  はその立木が標準伐期令級に達したときの推定価格

$i$  は現在林令

$u$  は、その立木が標準伐期令級に達したときの林令

示表の地図